

徳島県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年6月15日

徳島県監査委員 数 藤 善 和
同 福 永 義 和
同 片 山 義 司
同 来 山 隆 文
同 大 代 正 章 英

監査結果の公表年月日	平成22年2月19日									
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置							
1 歳入で未収となっているもの	<p><西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 > 母子福祉資金貸付金元利収入について，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p> <p>母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 791 965 962"> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>11,286,596円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算額</td> <td>10,726,116円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>560,480円</td> </tr> </table>		平成20年度決算額	11,286,596円	平成19年度決算額	10,726,116円	増 減 額	560,480円	<p>未収金の発生している者については，「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき，借受人及び連帯保証人へ督促状の送付，滞納状況の通知，毎月1回以上の電話による督促と定期的な家庭訪問を実施し，適切な債権管理を行っている。</p> <p>特に，長期滞納者については，積極的に借受人及び連帯保証人の情報収集に努めるとともに，部内において定期的に検討会議を開催し，償還指導方針に沿って組織的に対応することにより未収金減少に努めている。</p> <p>なお，滞納している借受人のなかには，パートなどの非正規労働に従事している者や疾病のため生活に困窮している者が多いことから，母子自立支援プログラム策定事業やひとり親家庭こども自立支援事業等を実施し，積極的な就労支援にも取り組んでいる。</p> <p>また，新たな未収金の発生防止策として，貸付調査時の借受人及び連帯保証人に対する面接時に利用目的・所得状況等を充分確認し，制度の趣旨や連帯保証人に係る連帯債務について十分な説明を行うとともに，適正な償還計画及び口座振替による償還を指導している。また，償還開始1カ月前には，借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど，新たな未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。</p> <p>このような取り組みの結果，ほとんどの債務者から少額ながら定期的な償還があり，平成20年度決算額で11,286,596円であった収入未済額のうち，平成22年3月末までに543,898円を収納した。</p> <p>今後とも，さらに債務者の生活状況を把握し，定期的な電話及び訪問による償還指導を行い未収金の減少に努める。</p>	
平成20年度決算額	11,286,596円									
平成19年度決算額	10,726,116円									
増 減 額	560,480円									
2 契約事務で適切でないもの	<p><阿南テクノスクール> 入札に関する事務で適切でないものがあったので，事務の正確性を確保するため，チェック体制を強化する必要がある。</p>		<p>入札書に記載すべき事項の確認が不十分であったことにより，不適切な事務処理が発生したことから，チェック機能の弱화를補うため，</p>							

		開札時の最終の確認手順として、入札執行者が入札書に記載すべき事項を読み上げ、入札執行補助者がこれを確認する手順を追加しチェック体制を強化した。 また、全職員を対象として、入札事務及びミス防止のための研修を実施し、職員の意識改革を行わせると共に、庶務担当職員に対しては、常に緊張感を持って事務に臨ませるため、会計事務に関する研修に参加させる等、自己研鑽に努めさせ、職員の資質の向上を図った。
3 物品の管理で適切でないもの	<保健環境センター> 郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、このようなことがないよう、チェック体制を強化する必要がある。	このたびの指摘を踏まえ、郵便切手類の受払をはじめ、文書事務の流れや関係法令等に関する職場内研修を実施し、全職員に処理の適正化を徹底した。 また、切手類の受払発送時には、事務担当者からの発送簿の提示を受け、必ず総務企画担当リーダーと最終決裁者が発送件数、切手類の受払整理状況等を二重にチェックするとともに、切手類の保管に際しても、保管者と郵便発送者を分離するなどにより、複数の者が相互に管理チェックできる体制を構築している。

監査結果の公表年月日	平成22年3月11日									
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置								
1 歳入で未収となっているもの	<p><新野高等学校> <鴨島商業高等学校> <阿波西高等学校> <穴吹高等学校> 高等学校使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>高等学校使用料の収入未済額の状況</p> <p><新野高等学校></p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>607,300円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算額</td> <td>498,100円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>109,200円</td> </tr> </table> <p><鴨島商業高等学校></p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>1,720,300円</td> </tr> </table>	平成20年度決算額	607,300円	平成19年度決算額	498,100円	増 減 額	109,200円	平成20年度決算額	1,720,300円	<p>高等学校使用料（授業料）の収入未済については、各県立学校において「徳島県立高等学校授業料納入指導要項」及び「徳島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、教職員が家庭訪問や電話により納入督促を続けている。</p> <p>入学説明会等において授業料の支払義務、納入方法等について説明をするとともに、授業料が未納となっている生徒・保護者には、家庭事情に応じて授業料減免制度や各種奨学金等の利用を勧めるとともに、本年2月には生活福祉資金（教育支援資金）貸付制度についても周知を図ったところである。</p> <p>この結果、平成20年度決算額で4,441,210円であった収入未済額のうち、平成22年3月末までに1,811,800円を収納した。</p> <p>また、各県立学校においては授業料督促状況記録簿を作成し、授業料未納者に対する徴収事務の進捗状況・督促経過等を記録するなど債権管理に努めており、最後まで徴収に取り組んだものの納入には至らず、消滅時効（5年間）が完成した未収金について、やむを得ず法令に基づき年度末に欠損処分を行った。</p> <p>平成22年4月から高等学校等の授業料が不徴収となったことによ</p>
平成20年度決算額	607,300円									
平成19年度決算額	498,100円									
増 減 額	109,200円									
平成20年度決算額	1,720,300円									

平成19年度決算額	1,773,500円
増 減 額	53,200円

< 阿波西高等学校 >

平成20年度決算額	200,200円
平成19年度決算額	121,800円
増 減 額	78,400円

< 穴吹高等学校 >

平成20年度決算額	433,000円
平成19年度決算額	226,900円
増 減 額	206,100円

り、新たな未収金はほとんど発生しないため、今後は残る未収金について、県教育委員会と県立学校が連携を密にし、教職員が一体となって、家庭訪問や電話により繰り返し納入督促を行うなど、早期納入指導にねばり強く取り組んでいくことにより収入未済の解消に努めていきたい。

< 新野高等学校 >

未納者に対しては、郵便による督促はもとより、電話連絡や家庭訪問を行い、繰り返し督促を行った。

この結果、平成20年度決算額で607,300円であった収入未済額のうち、平成22年3月末までに214,800円を収納した。また、平成21年度中に消滅時効となった未収金259,700円の欠損処分を行った。

今後とも、粘り強く督促を続けることによって、分納を誓約している者については引き続き確実な履行を指導していくとともに、郵便や電話による督促では納付の意思を示さない者については休日に家庭訪問をして直接督促を行うなど、あらゆる手段により授業料未収金の収納に努めたい。

< 鴨島商業高等学校 >

毎月の督促状の送付、電話連絡とともに、退学者等については担任・学年主任・教頭・事務室がチームを組んで家庭訪問を行い、督促を続けており、今年度にはこれまで支払いに応じなかった24名のうち、授業料の一部納入や納入確約書の提出があった者が17名あった。

また、家庭に事情のある生徒には授業料減免制度の活用を繰り返し勧め、年度途中で6名が減免決定され、滞納額の増加を抑えることもできた。

平成20年度決算額で1,720,300円であった収入未済額のうち、平成22年3月末までに510,200円を収納した。また、平成21年度中に消滅時効となった未収金215,100円の欠損処分を行った。

年に数回開催する授業料未納者対策検討委員会では滞納者の実状に応じた対応策を検討しており、引き続き、授業料徴収マニュアルに基づき、授業料未収金の徴収促進を図ってまいりたい。

< 阿波西高等学校 >

住所不明になっていた未納者1名については、住所確認の作業を続けた結果、現住所が判明したため、再び督促状の発送とともに家庭訪問を行った。また平成20年度に発生した授業料未収金についても、電話連絡や家庭訪問による督促を繰り返し行った。

この結果、平成20年度決算額で200,200円であった収入未済額のうち、平成22年3月末までに9,800円を収納した。

今後も引き続き郵便や電話での督促、家庭訪問や保護者との面談を行い、授業料未収金の収納に努めるとともに、消滅時効が完成した未収金については、法令に則り、適切な処理を行ってまいりたい。

		<p>< 穴吹高等学校 > 未納者に対しては、督促状の送付、電話及び家庭訪問により督促を行った。 この結果、平成20年度決算額で433,000円であった収入未済額のうち、平成22年3月末までに186,200円を収納した。また、平成21年度中に消滅時効となった未収金18,800円の欠損処分を行った。 今後も引き続き督促状の送付、電話連絡を行うとともに、昼間不在の家庭が多いことから、夜間の家庭訪問も行い、授業料未収金の収納に努めてまいりたい。</p>
<p>2 契約事務で適切でないもの</p>	<p>< 城北高等学校 > 見積書の提出を求める事務で適切でないもの（公印使用）があったので、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>見積通知等公印を使用する場合は、見積徴収伺等により決裁を得たものであるという確認を、発出直前に事務課長及び校長が必ず行うこととし、複数の上司によるチェックを徹底した。 また、徳島県教育委員会文書規程等関係法令について、事務担当者への研修を随時実施し、法令遵守の重要性を十分理解するよう指導した。</p> <p>見積書の適正な徴収等契約関係の事務については、事務長会等機会あるごとに、適切な事務処理に努めるように指導をしているが、今後についても、適切な事務処理について強く指導してまいりたい。</p>
	<p>< 阿南工業高等学校 > 見積書の内容の確認が十分になされていないものがあったので、契約事務の正確性を確保するため、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>学校においても、担当者及び副担当者の連携をより強化し、二重に関係書類を確認することにより正確性の確保に努めることとしている。 今後は、チェック漏れを防ぐため、副担当が一連の契約関係書類を確認するつどに見積採用伺いに赤色で確認済みの押印をすることとする。</p> <p>見積書の適正な徴収等契約関係の事務については、事務長会等機会あるごとに、適切な事務処理に努めるように指導をしているが、今後についても、適切な事務処理について強く指導してまいりたい。</p>
<p>3 公有財産の管理で適切でないもの</p>	<p>< 徳島科学技術高等学校 > 行政財産の使用許可がなされていないにもかかわらず、土地及び建物を使用させているものがあった。今後、このようなことがないよう、適切な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>行政財産（教育財産）の使用許可が未了であった旧徳島東工業高等学校の電柱・ガス設備等3件及び旧徳島工業高等学校に設置されていた防災無線については、速やかに使用許可手続きをした。 旧徳島東工業高等学校の3件については、これに伴う使用料として電柱（2件）12,000円、3,000円、ガス設備等（1件）39,894円の調定を行い、収納済みである。 今後は、毎年度、当該年度内に教育財産の使用許可の更新手続きの必要な案件の一覧表を作成し、毎月チェックのうえ相手方等と連絡調整を密にすることにより、適切な使用許可手続きが行えるよう努めたい。 また、年度当初に各学校の事務長等を集めて開催している「公立学</p>

		校施設台帳等説明会」の場で、事務手続き等の説明に追加して、平成21年度に指摘のあった事項についての説明・注意喚起を行った。
4 物品の管理で適切でないもの	<p><徳島北高等学校> <徳島科学技術高等学校> <貞光工業高等学校></p> <p>郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、このようなことがないよう、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>郵便切手・葉書受払発送簿等、学校における事務処理については、事務長会等機会あるごとに、適切な事務処理に努めるように指導をしているが、今後についても、適切な事務処理について強く指導してまいりたい。</p> <p><徳島北高等学校> 切手等購入担当者が、郵便切手・葉書受払発送簿の管理も担当していたが、今後、このようなことがないよう、購入と発送簿管理を分けて担当するように改善をした。 具体的には切手等購入者が、切手等購入後、発送簿の管理担当者に、切手等の購入額を報告し、発送簿管理担当者が発送簿に記載した旨を速やかに管理職に報告し、決裁をうけることとしている。</p> <p><徳島科学技術高等学校> 郵便切手・葉書受払発送簿の整理・決裁漏れ箇所については、確認のうえ、それぞれ記載・押印により適正に整えた。 今後は、郵便切手・葉書受払発送簿を毎月集計時に、月分計・累計の確認とともに、記載内容及び決裁が適正になされているか、複数職員（担当者及び確認者）によるチェックを行い、再発防止に努めたい。</p> <p><貞光工業高等学校> 決裁漏れがあったが、今後、このようなことがないよう、原則として切手類を定時一括貼付とし、貼付後速やかに決裁を取るよう改善するとともに、決裁漏れを防ぐため、副主任者が確認を行うこととしている。 また、郵便切手・葉書については別々に計上し、翌年度への繰越しを明確にしたところである。</p>